

## 田村大臣閣議後記者会見

(H26.1.21 (火) 11:04 ~ 11:25 省内会見室)

※派遣法関連抜粋

(記者)

先週金曜日に労政審に報告書案を示されました労働者派遣法の見直しの関係でお伺いさせていただきたいんですが、労働側の委員から際限なく派遣労働者が増えるんじゃないかという懸念が示されておりましたが、今回の見直しで正社員で働きたいけれども派遣のままであるって労働者が増える可能性はないのかということについて、大臣の御所見をお願いいたします。

(大臣)

まずですね、今回労働組合側からまず意見を聴取するというところでございますので、その上でこれ派遣というものが導入されるわけでありまして。そういう意味からしますと、しっかりと意見を聴く場を作るわけでありまして、その中において不利益取扱等々は、例えばそこで意見を言われた労働組合、つまりその代表の方々ですね、労働者の。その方々に対して企業側が不利益扱いをするようなことはあってはならないというようなことを盛り込まさせていただくということでございますので、一定程度、やはりしっかり

と労働者を代表する方々の意見を聴いて、それをですね、いろいろと参考にしなきゃいけないということでございますので、対応方針等々を示していくということでは歯止めはあるんだろうと思いますし、それから派遣という意味からしますとね、これ均衡待遇というものを推進していくということ、それからですね、それぞれ派遣元の計画的なですね、派遣労働者に対する教育訓練、これも義務付けるということ、それから今まで特定派遣というような形でですね、届出制の部分があったんですけどもそれを廃止して許可制にしますので、そういう意味からすると不適切な派遣業者がここで淘汰（とうた）をされていくであろうという、そういうようなことも入れております。ですから、一方的にですね、これによって派遣労働者がですね、何て言うんでありましよう、今までよりも不当な扱いをされるというようなことはない、待遇を受けるといようなことはない、そこはちゃんとした歯止めをさせていただいております。そこで今言われた正規雇用労働になりたいという方々が派遣のまま歯止めをされるんじゃないか、若しくは正規の方々のいくなれば代替が起こるのではないかというような、そういう御心配もあらうと思います。常用代替という意味からすれば、今、そことの代替が起こるのか、今非正規、つまり例えば会社の期間工であるとか、契約社員であるとか、企業と直接雇用で非正規雇用型の労働、こういうものに従事されている方々との代替が起こるのか、つまり派遣労働ですね、そういうことはちょっと分析をしていかなければならないというふうに思いますので、これから法律を提出をさせていただいて、御議論をいただいて、成立

をしてこれが施行されればですね、その後どのような状況が起こるかということも含めて次の見直しまでの間にですね、しっかりと検証できるようなそのような調査をしてまいりたいというふうに思います。

(記者)

今の質問に関連してですけども、その先週の労政審ですね、労働側委員から経営側のオブザーバーとしてですね、人材派遣の業者の方が二人入ってらっしゃると。話を聞くとかですね、要するに政策決定に当たって当該利益者の話を聞くというはあると思うんですけども、政策決定の場に利害当事者が入っていることに強い疑念を感じるという意見が出されました。そのことに関してどう思われますか。

(大臣)

それは議論の中で必要性があるということでお招きをされたんだというふうには思いますが、実際問題この中においてはですね、派遣側に対しても御協力をいただかなきゃいけない部分があるんですよ。それは今言いましたような教育訓練をしっかりやってくださいでありますとか、そもそもやはり派遣労働者のスキルのアップも含めて均衡待遇をやっていかなきゃいけないだとか、そういう意味において参加を許されたのではないのかなというふうに推測はいたしますけれども、ちょっと私、直接どういう経緯で入っておるのかということ自体、今ここでは明確にはお答えできないので。

(記者)

派遣制度が非常にわかりづらいことですよね、業者がどのような取組をやっているかとか、協力が必要というのわかるんですけども、今回の制度の変更によってはですね、派遣業者の売上げとかですね、利益にかなり大きく関わってくる問題ですよね。

(大臣)

といたしますか、それはその。

(記者)

利害当事者が政策決定の場に。

(大臣)

政策決定の場で何か決定権があるんですか。

(記者)

決定権ではありませんよね。政策決定する場ですよね。

(大臣)

オブザーバーで参加されたんですよね。

(記者)

はい。

(大臣)

オブザーバーがですね、それぞれの立場から任意グループに入られてますよね。

(記者)

はい。

(大臣)

そこで、意見は言われるけど決定権はないわけですよね、オブザーバーですよね。

(記者)

あの労働政策審議会というのは一定の方向を出す場ですよね。

(大臣)

はい、そうですね。

(記者)

政策の方向を出す場ですよね。

(大臣)

そうですね。

(記者)

オブザーバーが参加してその議論に参加してるわけですよね。

(大臣)

はい。

(記者)

その議論に影響を与えるわけですよね。直接的な利害関係者が

(大臣)

オブザーバーの御意見としてという話ですよね。

(記者)

しかしながら、審議会で経営側として発言されている発言の5割以上はそのオブザーバーであります。ということは審議회를リードしているということですよね、利害当事者が。利害当事者が政策決定する審議会に入ることをどう思われるのかというふうに聞いているんです。

(大臣)

ですからオブザーバーで入っていただいておりますので、あくまでもオブザーバーとしての御意見をいただいておりますというこの整理であろうというふうに思います。

(記者)

わかりました。